

令和 4 年度 P E T ボトル再生処理事業者登録の申請について

1. 登録対象者

- (1) 登録対象者は、再生処理事業を業として実施するに足りる施設、人員及び財政的基礎を有する者に限ります。
- (2) 再生処理施設は、令和 3 年 9 月 30 日までに完成し、商業運転が可能であることが必要です。ここでいう商業運転が可能とは、再生処理施設に係る行政への必要な許認可の取得・届出が終了しており、再商品化製品が外部の利用事業者（第三者）に対して販売可能となった時点をいう。
 なお、利用事業者が自社又は関連企業の場合には、別途、協会にて事実関係を確認のうえで、商業運転が可能となった時期を判断する(令和 3 年 10 月 1 日以降に施設完成を予定している事業者は、翌年度以降の登録申請となります)。
- (3) 令和 3 年 7 月 31 日時点において、法人の場合は、会社設立後 1 年を経過していること、また個人の場合は、事業開始後 1 年を経過していること。ただし、当協会の登録事業者である法人が、合併又は分社化等により再生処理事業を承継させ又は分離独立させた場合あるいは別の法人が当協会の登録事業者を買収した場合において、当協会が当該事業の承継又は分離独立あるいは買収に伴う事業の継続性を認めた場合はこの限りではありません。
- (4) 登録対象者は、「事業者登録規程」に適合している事業者に限ります。

2. 登録対象者の区分と提出書類の区分について

- (1) 登録対象者は表 1 に従って、自身の事業者区分、施設区分、書類提出区分を確認してください。

- ・「令和 3 年度登録事業者」とは令和 4 年度の登録申請時に令和 3 年度の登録資格を有する事業者であり、同年度の落札の有無には関係しません。
- ・「令和 3 年度登録事業者」以外の事業者は、「新規登録申請事業者」に該当します。
- ・「令和 3 年度登録事業者」の「令和 3 年度登録施設」以外の施設は「新規登録申請施設」に該当します。
- ・「令和 3 年度登録事業者」の「令和 3 年度登録施設」においては「P E T ボトル分別基準適合物の再生処理事業者登録申込書（様式 2）」（以下、様式 2）の内容によって提出区分が異なります。

表 1 事業者ごとの書類提出区分

事業者区分	令和 3 年度登録事業者		新規登録申請事業者	
	・令和 3 年度に当協会が登録した事業者		・左記以外の事業者	
施設区分	令和 3 年度登録施設 ・令和 3 年度に当協会が登録した施設		新規登録申請施設 ・令和 3 年度登録施設以外の施設	新規登録申請施設 —
令和 4 年度 様式 2 の 変更について (※)	様式 2 を変更しない 事業者 令和 3 年 7 月 31 日までに完了報告が提出された時点の様式 2 の数値を <u>変更しない</u>	様式 2 を変更する 事業者 令和 3 年 7 月 31 日までに完了報告が提出された時点の様式 2 の数値を <u>変更する</u>	—	—
書類提出 区分	①	②	③	④

- (※)「令和3年度登録事業者」の「令和3年度登録施設」において、令和4年度の登録申請書類の様式2の数値が、令和3年度登録申請書類の令和3年7月31日までに完了報告が提出された時点の様式2の数値と変更がある場合は「様式2を変更する事業者」に該当します。
 具体的にはREINSの工場属性情報の下記項目のいずれかに変更があった場合、「様式2を変更する事業者」に該当し、様式2並びに関連する書類の提出が必要となります。

表2 REINS工場属性情報の入力項目

	入力項目
フレーク	申告年間操業能力
	フレーク製造収率
	購入フレーク数量
	申告協会委託分年間操業能力
	協会委託分フレーク製造収率
	協会委託外分年間操業能力
ペレット	ペレットに加工する量
	ペレタイザー設備能力
原料保管量	協会委託分原料保管量

(2) 書類提出区分ごとの提出書類

前項(1)の書類提出区分に基づき、以下の表3で○を付した書類を提出してください。なお、提出書類の詳細は添付資料3-3の「PETボトル再生処理事業者登録申請提出書類マトリクス」で確認してください。

表3 書類提出区分ごとの提出書類

事業者区分	令和3年度登録事業者		新規登録申請事業者	
	令和3年度登録施設		新規登録申請施設	新規登録申請施設
令和4年度施設能力変更有無(様式2)	様式2を変更しない事業者	様式2を変更する事業者	—	—
書類提出区分	①	②	③	④
チェックリスト	○	○	○	○
1. 事業者関係書類	○	○	○	○
1-3 引取同意書関連	×(※1)	×(※1)	×(※1)	○
2. 施設関係書類	×(※2)	△(※3)	○	○
2-10 建物の登記簿謄本	○	○	○	○
2-12 土地の登記簿謄本	○	○	○	○
3. 法令遵守に関わる書類(2-18残さ処理計画のみ)	×(※4)	×(※4)	○	○

2○：全ての書類の提出が必要 △：該当書類について提出が必要 ×：提出不要

※1 書類提出区分①令和3年度登録事業者(様式2を変更しない事業者)、②令和3年度登録事業者(様式2を変更する事業者)、③令和3年度登録事業者(新規登録申請施設)は、登録申請期間での引取同意書関連書類(様式3-1、様式3-2、様式3-3、様式4等)の提出は不要です。引取同意書の提出期間は、登録審査結果通知後の11月中旬~12月中旬となります(詳細は11月中旬にREINSでお知らせします)。

※2 「書類提出区分①」における施設関係書類の変更は、「令和3年度PETボトル再生処理施設変更申請書」又は「令和3年度PETボトル書類提出管理リスト」の施設関係書類の変更届、事業者関係書類の変更届での対応です。登録申請書類としての提出は不可です。

※3 「書類提出区分②」における施設関係書類の提出と変更手続きとの関係は以下の枠内のとおりです。

「書類提出区分②」における施設関係書類の提出と再生処理施設関係書類の変更手続きとの関係について

<注意事項1：8月1日～9月30日の間の施設関係書類の変更について>
登録審査期間中であるため、**施設関係書類の変更手続きは原則禁止**となります。




<注意事項2：提出する施設関係書類>
令和3年9月30日までに施設の変更が完了する場合のみ、令和4年度の登録申請書類として、令和3年度の登録書類から追加・差替となる書類を提出すること。令和3年9月30日までに間に合わない場合は、令和3年10月以降に「再生処理施設の変更申請書」として提出してください。ただし、令和4年度的能力査定には反映されません。

<注意事項3：施設関係書類の変更手続き中の対応について>
令和3年7月31日以前に「再生処理施設の変更申請書」を提出したもので、7月31日時点で「施設変更の完了報告」が提出できない場合の取扱いについては、「施設変更の完了報告」の提出時期によって対応が異なります。

- 令和3年9月30日までに「施設変更の完了報告」が提出できるもの
変更となる書類を登録申請書類として提出してください。
併せて、変更内容を登録書類として提出する旨について、令和3年7月31日までに協会担当者にメールにて連絡すること。「施設変更の完了報告」の提出は不要となります。
- 「施設変更の完了報告」の提出が令和3年10月以降になるもの
登録審査は、9月30日時点の状態について審査するため施設関係書類の変更内容を登録申請書類として提出することは認められません。
「再生処理施設の変更申請書」はそのまま有効ですので、10月以降に「施設変更の完了報告」を提出すること。この場合、変更後の能力は査定能力に反映されません。

※4 書類提出区分①令和3年度登録事業者（様式2を変更しない事業者）、②令和3年度登録事業者（様式2を変更する事業者）の「3. 法令順守に関わる書類」は落札をした契約事業者を対象に、半年ごと若しくは1年ごとに提出となります。登録申請書類としての提出は不要です。

表4 再生処理施設の変更に係わる手続きの流れ

区分	令和3年度											
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
様式2を変更しない事業者	 いつでも提出											
様式2を変更する事業者	 注)この期間に変更を行った能力をベースとして、令和4年度登録申請における事業者の区分が決まる				<div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> 登録審査期間のため8月1日～9月30日まで施設関係書類の変更は不可(登録申請書類として7月31日までに提出)すること </div>			 注)登録申請後の能力変更は、令和4年度的能力査定に反映しない				

(3) 提出書類の作成要領

- ①上記(2)の書類提出区分に基づき、該当する書類を資料3「PETボトル再生処理事業者登録申請書類の作成要領」に準じて作成後、ページ番号を付し、「PETボトル再生処理事業者登録申請提出書類マトリクス」記載の書類番号順にファイルして、2部(原本1部、コピー1部)提出してください。提出前に原本とコピーが一致していることを確認してください。
- ②提出すべき書類が揃わない場合、又は原本とコピーに記載の食い違いがある場合には審査不合格となりますので、提出の際には十分にご注意ください。

(4) 提出期限

提出期限は、令和3年7月31日（消印有効）ですので、期限内に当協会PETボトル事業部宛に配達記録が残る（当協会が受取時に押印又は署名を行う）方法で郵送してください（事業者登録申請書類は「信書」に該当することから、料金別納等発送日の残らない郵便やゆうパックを含む一般の宅配便の利用は認められません。「定形外郵便」（書留）や「レターパックプラス」で送付してください。また、配達記録が残る（当協会が受取時に押印又は署名を行う）必要がありますので、料金別納等発送日の残らない郵便や配達記録が残らない「レターパックライト」は利用できません。なお、書類全体の大きさ又は重量が、定形外郵便の制限（縦／横／高さの合計が90cm以内で且つ4kg以下）を超過している場合は、複数に分割したうえで郵送するか、「特定信書便」で送付してください）。

3. REINSへの入力が必要な書類の作成と提出方法について

書類名	提出期限			施設ごと	作成・提出方法	備考	
	令和3年度登録事業者		新規登録申請事業者				
	令和3年度登録施設	新規登録申請施設	新規登録申請施設				
登録申込書 様式1		7月31日	7月31日	7月31日		代表者の署名 捺印が必要	
登録申込書 様式2		7月31日	7月31日	7月31日	○		
引取同意書関連書類 様式3 (3-1、3-2、3-3) 様式4	様式 3-1	11月中旬～ 12月中旬	11月中旬～12 月中旬	7月31日	○	オンライン入力後 印刷し、 書類を郵 送	再生処理事業 者及び再商品 化製品利用事 業者の代表者 印の押印が必 要
	様式 3-2	11月中旬～ 12月中旬	11月中旬～12 月中旬	7月31日			
	様式 3-3	11月中旬～ 12月中旬	11月中旬～12 月中旬	7月31日	○		
	様式 4	11月中旬～ 12月中旬	11月中旬～12 月中旬	7月31日			
法令遵守に関わる書類書類 (残さ処理計画書様式 B-1-B)		①10月1日～ 10月31日 ②4月1日～ 4月30日	7月31日	7月31日	○		

* 詳細については、[資料3](#)「PETボトル再生処理事業者登録申請書類の作成要領」をご確認のうえ、必要書類を作成し、提出してください。

* REINSで入力したデータと協会へ郵送で提出する内容は必ず同一となるようにしてください。印刷後にREINSの入力内容を修正した場合は、必ず修正後の書類を再度印刷し、期日までに郵送していただく必要があります。

* オンラインによる入力や修正は令和3年7月31日の17:00まで可能ですが、送付書類に7月31日までの消印がない場合は、オンライン入力データが無効となりますのでご注意ください。

【申請書類の送付先及び問い合わせ先】

公益財団法人日本容器包装リサイクル協会 PETボトル事業部

〒105-0001 東京都港区虎ノ門1丁目14番1号 郵政福祉琴平ビル2階

TEL : 03-5532-8691 FAX : 03-5532-8515

E-mail : PET@jcpra.or.jp

以上